

「戦争法案」の強行採決に強く抗議する

わたしたちは、少年法や児童福祉法、そして教育法など子どもの育ちを支える法制度を学び生かすための市民団体である。教育基本法・児童福祉法・少年法はいずれも、日本国憲法下で子どもの育ちを支援する法として抜本的に改正された。だが、日本国憲法の危機が増すと同時に教育法・少年法法制は「改悪」され、現在もその状態が続いている。この「仕上げ」として日本国憲法の「改悪」が企図されている。

その象徴が安倍政権下で制定された特定秘密保護法であり、「集団的自衛権合憲閣議決定」にもとづく今回の「戦争法案」である。特定秘密保護法は多くの反対押し切って強引に法制化されたが、今回の「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」（＝「戦争法案」）も同じである。いずれも違憲の法である。

ことに今回の「戦争法案」は、6月4日の衆院憲法審査会において参考人としてよばれた憲法研究者3名（与党推薦含む）全員から「集団的自衛権」自体「違憲」と断定されたのをはじめ、衆院平和安全法制特別委員会等でも参考人からも同様の意見が続出。野党からも鋭く追及された。世論調査においては「反対」は過半数を超え「賛成」の2倍以上。多くの市民が傍聴に駆けつけ、国会を包囲して反対を訴えた。

だが数にものを言わせた与党は、昨日衆議院特別委員会で、本日衆議院本会議で強行採決した。

そもそも安倍内閣は、2014年7月1日、それまでの内閣の正式解釈を強引に変更して「集団的自衛権は合憲」と閣議決定。本年2015年4月27日には現行の安保条約の枠組みも超える「グローバルな日米同盟」をうたうため「日米防衛協力のための指針」を「改訂」。それに沿って「（この）法案は夏までに成立する」とアメリカ上下院議員の前で演説したものである。いうまでもなく唯一の立法機関は国権の最高機関、国会である。あたかも主権は安倍内閣にあるかのような上記動きは、国民主権をないがしろにし、手続的にも立憲主義を踏みにじるものである。

法案の内容も日本国憲法9条に明確に反するものであり、内容的にも立憲主義に反すると断定されるこの法案の問題点は、さまざまところから指摘されているとおりである。

今回の審議で明確になったのは、「戦後レジームからの脱却」を唱える安倍内閣の本音である。それは「日本国憲法体系を破壊」し「立憲主義を破壊」する、ということである。安倍内閣はその本音を、「珍説」「開き直り」「威嚇」をもって次々と暴露した。「現在の憲法を、いかにこの法案に適応させていけばいいのか、という議論を踏まえて閣議決定を行なった」（中谷防衛相）、（戦後レジームの端緒である）「ポツダム宣言は詳らかに承知していません」「我々が提出する法律についての説明は全く正しいと思いますよ、私は総理大臣なんですから」「（民主党議員に対し）早く質問しろよ」（いずれも安倍首相）等々。

このように、しかも敗戦70年という節目の年に、民主主義に反し立憲主義を否定する政治的姿勢で強行採決をしたのである。われわれ主権者・人民をあまりに馬鹿にした安倍内閣と、明確に違憲の法案に賛成した政党・議員に対し、強く抗議する。

子どもの育ちで一番大切なことは、平和的生存権保障の下で生きられる環境である。わたしたちは、殺されない権利と共に殺さない権利も有している。本法案は、日本国憲法前文と9条を破壊するばかりか子どもが豊かに育ち得る環境も壊すものである。断じて許されない。

私たちは、本法案の違憲性をさらに追及、そして更なる「壊憲」を許さないため、あらゆる行動をとることを宣言する。

2015年7月16日

子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会（「子どもと法・21」）